

第2期秋田県横手市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、秋田県横手市の行政区域とする。面積は、概ね 69,280ha である。

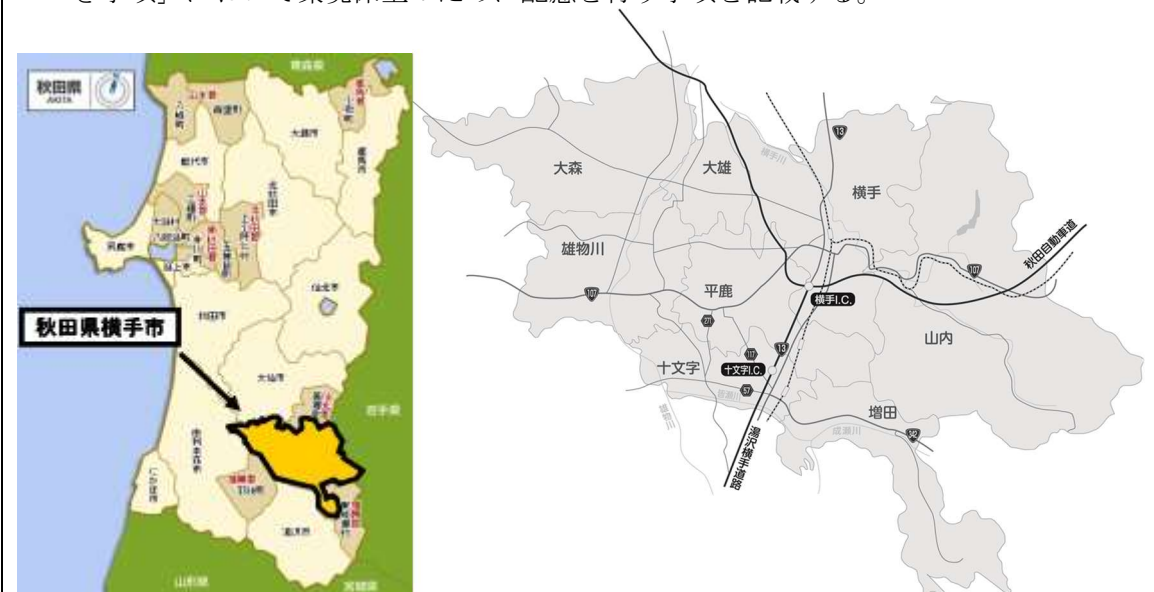
なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は促進区域内に存在しない。

また、本促進区域には下表で「○」を記載した区域が存在しており、「-」を記載した区域は存在しない。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域	-
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	-
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	-
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	-
シギ・チドリ類渡来湿地	-
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

なお、上記表の「○」とした、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落については、促進区域から除外する。

ただし、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域については促進区域とするため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

本市は、平成 17 年 10 月 1 日に旧横手市・平鹿郡の 1 市 5 町 2 村の合併により誕生した。秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約 45km、南北に約 35km の広がりを見せている。

土地利用については、農地が 17,800ha、森林が 37,600ha、原野等 2,900ha、宅地 3,000ha となっており、秋田県内の平均と比較しても、農地（田畑）と宅地による平坦地が多い。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し水田地帯を形成しており、自然豊かな美しい田園都市である。

② インフラの整備状況

高速道路網は、秋田市から本市を通過して岩手県北上市を結ぶ「秋田自動車道」が「東北自動車道」と接続され、秋田市、北上市ともに 45 分で結ばれている。また、横手ジャンクションを介して「湯沢横手道路」が「秋田自動車道」と交差しており、本市は県下でも有数の交通の要衝になっている。

さらに、「湯沢横手道路」は、湯沢市雄勝こまちインター以南の整備が進められており、今後、秋田県と山形県の内陸部を結ぶ「東北中央自動車道」が完成予定である。また、平成 31 年 3 月には「秋田自動車道横手北スマートインターチェンジ」が完成し、高速道路ネットワークの構築により、物流におけるリードタイムの短縮が期待される。

鉄道は、ＪＲ横手駅に奥羽本線、北上線が乗り入れ、秋田駅から約 1 時間、東京駅から秋田新幹線利用で約 4 時間のアクセスとなっている。

③ 産業構造

本市の就業者数は 44,009 人、産業別の構成比は、第 1 次産業 14.7%、第 2 次産業 25.1%、第 3 次産業 59.4%（令和 2 年国勢調査）である。

第 1 次産業については、豊富な水資源と肥沃な土壌を活かし、米、果実、野菜の栽培が盛んに行われており、農業生産額は 262 億円と県内トップ（令和 3 年市町村別農業産出額（推計））である。

第 2 次産業については、製造品出荷額上位から輸送用機械器具製造業が 385 億円（34.1%）、生産用機械器具製造業が 174 億円（15.4%）、プラスチック製品製造業が 112 億円（9.9%）、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 94 億円（8.3%）である。製造品出荷額の 3 割以上を輸送用機械器具製造業が占め、また、当市の当該業種における従事者数は、県内従事者数の 54.3%を占めるなど、本市は県内随一の自動車関連産業の集積地となっている（令和 3 年経済センサス活動調査）。

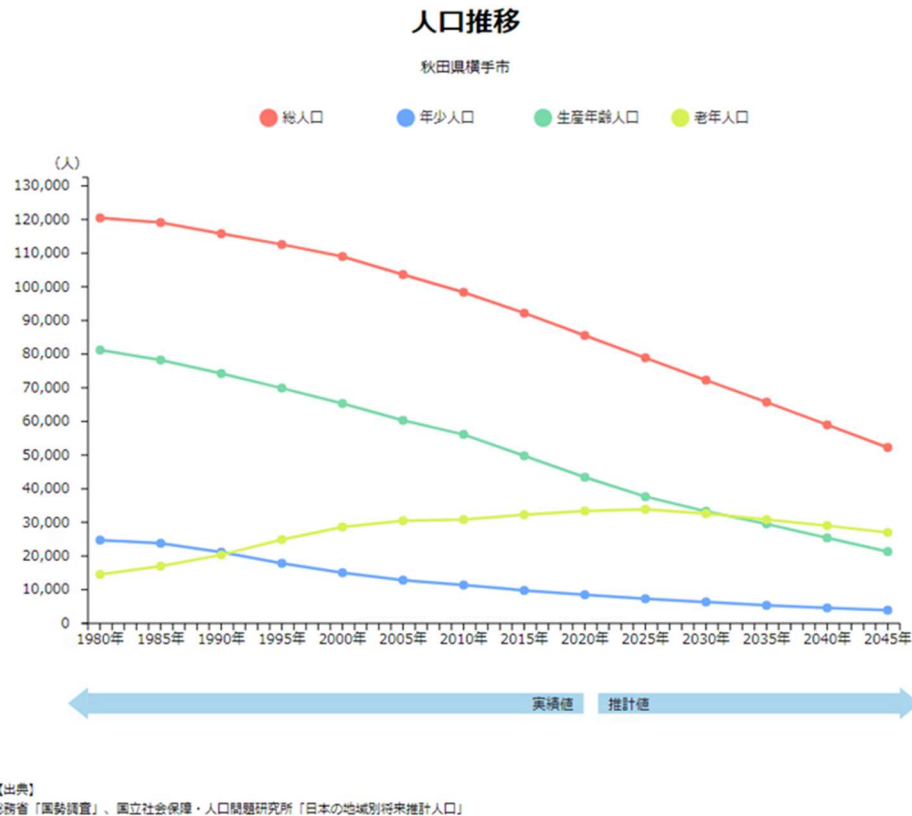
第 3 次産業については、全産業就業者数の 59.9%を占めており、中でも「卸売業、小売業」「医療、福祉」の従事者数が約半数を占める（令和 2 年国勢調査）。

④ 人口分布の状況

本市は平成 17 年 10 月 1 日に 8 市町村の合併により誕生し、人口は 85,555 人と、秋田市に次ぐ県下第 2 の都市である（令和 2 年国勢調査）。

しかし、令和 22（2040）年には当市の人口は 58,985 人となり、約 31%減少する

と見込まれており、生産年齢人口においては、25,391 人と約 41%減少すると予測されており、人口減少による地域経済の縮小が懸念される（国立社会保障・人口問題研究所のデータに基づく推計値）。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、輸送用機械器具製造や生産用機械器具製造等の製造業の産業集積が図られており、特に輸送用機械器具製造業に関しては、県全体の輸送用機械器具製造出荷額の74.6%を占めるなど、県内随一の集積地である。

成長ものづくり分野に関しては、裾野が広い自動車関連産業の立地に伴う波及効果による電子部品・デバイス・電子回路製品製造業、金属加工、プラスチック製品等の製造業の立地や新技術開発などの促進により、地域内の好循環を生み出すよう、更なる展開を図っていく。

自動車関連産業を中心とした製造業の集積が進むなか、IoT や AI などの ICT 技術の取り込みやアウトソーシングにより、作業の最適化・機械化を図り、労働生産性を向上させ、労働力不足へ対応することが求められていることから、ICT 関連産業分野についても地域内での展開を促す必要がある。

ICT 関連産業分野に関しては、インセンティブ策による ICT 関連産業の誘致や地方版 IoT 推進ラボの特性を活用した第四次産業革命分野の新たな産業創出や、それを支える

ICT 関連産業によるサービスの開発・提供により、当該企業の事業による波及効果のほか、成長ものづくり分野のさらなる集積にも寄与し、地域経済の活性化を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	359 百万円	皆増

(算定根拠)

- ・ 1 件あたり 35,970 千円（秋田県の一事業所当たり平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査））以上の付加価値を生み出す地域経済牽引事業を 8 件支援し、287 百万円の付加価値を創出する。
- ・ 上記の地域経済牽引事業が 1.25 倍（平成 27 年秋田県産業連関表における行列係数（解放経済型、39 部門類）全産業平均値：1.255182）の波及効果を及ぼすものとして、359 百万円の付加価値を創出する。
- ・ なお、現状値については、利用中の企業 1 社の数値が突出し、目標金額を大幅に超えたため、整合性の観点から除外した。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分 35,970 千円（秋田県の 1 事業所あたりの平均付加価値額（令和 3 年経済センサスー活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業所間での取引額が開始年度比で 83,552 千円増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 83,552 千円増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 5 人増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は設定しない。

(2) 区域設定の理由

該当なし。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①【地域の特性】自動車関連産業を中心とした機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製品、プラスチック製品、金属製品等の集積を活用した成長ものづくり分野

【活用戦略】成長ものづくり

②【地域の特性】自動車関連産業を中心とした機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製品、プラスチック製品、金属製品等の集積を活用した第四次産業革命分野

【活用戦略】成長ものづくり

(2) 選定の理由

① 自動車関連産業を中心とした機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製品、プラスチック製品、金属製品等の集積を活用した成長ものづくり分野

本市は前述 1 (2) ③産業構造に記載のとおり、輸送用機械器具 (9 事業所)、生産用機械器具 (15 事業所)、業務用機械器具 (5 事業所)、電子部品・デバイス・電子回路製品 (10 事業所)、プラスチック製品 (15 事業所)、金属製品 (9 事業所) 等の業種の企業が立地している。これらの業種の製造品出荷額は約 855 億円で、全製造業の製造品出荷額の 75.7%を占めている。県内における製造品出荷額においても、輸送用機械器具 (385 億円) 及びプラスチック製品 (112 億円) は 1 位、生産用機械器具 (174 億円) は 2 位、業務用機械器具 (21 億円) は 5 位と県内他市町村と比較し上位に位置している。

また、県内における製造業の事業所数については、秋田市に次いで県内 2 位の 172 事業所であり、輸送用機械器具、プラスチック製品製造業はともに 1 位である (令和 3 年経済センサス活動調査)。特に、輸送用機械器具製造業に関しては、県全体の輸送用機械器具製造出荷額の 74.6%を占め、平成 29 年 2 月にはトヨタ自動車(株)の一次サプライヤーである大橋鉄工(株)の立地に成功し、今後も自動車部品製造の(株)東海理化、コネクタ製造のイリソ電子工業(株)の進出が決定するなど、県内随一の自動車関連産業の集積地となっている。

裾野が広い自動車関連産業の集積により、波及効果としてそれを支える電子部品・デバイス・電子回路製品製造業、金属加工、プラスチック製品等の製造業の立地や新技術開発などの促進が図られる。本市では、これらの産業におけるハード面の支援策として、立地にかかる投資に対して助成を行う「BIG プロジェクト支援事業」や新技術・新製品の開発にかかる費用を助成する「ものづくり事業化プラン開発支援事業」など、豊富な助成制度を設けている。また、地域内の好循環を生み出し、それを継続させていくために必要なソフト面に対しても、企業が必要とする人材育成を支援する「特定産業・大規模立地企業等研修支援事業」、ICT 技術を用いた生産性の効率化を支援する「ICT ビジネス推進事業」などの施策により、成長ものづくりを積極的に推進している。

このようなことから、本市は自動車関連産業を中心とした機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製品、プラスチック製品、金属製品等の集積による地域内の好循環を生み出し、成長ものづくり分野への展開を図っていく。

② 自動車関連産業を中心とした機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製品、プラスチック製品、金属製品等の集積を活用した第四次産業革命分野

本市では、上記で述べたように、自動車関連産業を中心とした機械器具、電子部品・デバイス・電子回路製品、プラスチック製品、金属製品等の集積が進むなか、IoT や AI などの ICT 技術の取り込みやアウトソーシングにより、作業の最適化・機械化を図り、労働生産性を向上させ、労働力不足へ対応することが求められており、市内企業においても、こうした動きがある。また今後、製造業の集積を進めていく中で、この需要はますます増加すると予想される。

本市は「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき ICT 関連産業の誘致・育成を図っている。インセンティブ策として「IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金（R5 年度予算措置額は 2,722 万円）」を設け、ICT 関連産業の誘致に取り組んでおり、その結果、平成 29 年 4 月に BPO サービスやコールセンター業務をグローバルに展開する㈱プレステージ・インターナショナルの誘致に成功し、企業がアウトソーシングできる環境の整備に加え、100 名を超える雇用の創出にも貢献している。

また、平成 29 年 12 月には、本市を含む 2 市 1 町 1 村と民間企業 21 社で構成される「秋田横連携 IoT 推進ラボ」が、県内では仙北市に次いで二番目に経済産業省および IoT 推進ラボによって地方版 IoT 推進ラボとして選定され、県内他市町村に先駆けて企業と ICT 関連産業との連携体制を構築している。具体的には、製造業における作業の効率化のみならず、「農業」「起業」「除雪」「家事」「育児」「過疎地の看取り」「移住」など地方共通の課題を解決するような IoT サービスやツールの開発を促進しており、こういったビジネスを創出するための環境が整備されている。

自動車関連産業を中心とした産業集積を活用し、第四次産業革命分野の新たな産業創出や、それを支える ICT 関連産業によるサービスの開発・提供は、当該企業の事業による波及効果はもとより、成長ものづくり分野のさらなる集積にも寄与し、地域経済の活性化につながるものと期待される。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策を併せて活用し、事業支援や人材育成支援などを積極的に実施していく。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の実施

設備投資を対象とした不動産取得税、固定資産税の減免制度により事業者を支援する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 地域情報

横手市が有するデータ（人口や交通等の社会基盤、各種経済指標等の統計調査結果等）を事業者がデータとして活用できるよう周知を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

秋田県産業労働部内、横手市商工労働課内及び企業誘致室内において、本市への進出に関する事項及び事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、必要に応じて市長や知事にも協議した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 県市の緊密な連携

不動産取得税の減免をはじめとして、地域経済牽引事業に関する手続きについては、県市の緊密な連携と適切な役割分担を図り、事業者に対してきめ細やかな対応を図る。

② 事業開始後の支援継続

地域経済牽引事業の促進の目的は、継続的に事業が実施されることで、他の事業者を含めて地域に波及効果をもたらすことである。

このため、地域経済牽引事業計画の計画期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たな課題等に迅速に対応していく。

③ 事業承継支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域経済牽引事業の直接の実施主体である企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業を継続することが不可欠である。

県内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、商工団体や金融機関等と連携し、秋田県中小企業支援ネットワークによる事業承継を推進する。

④ 技術支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力向上等により、競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要である。

これまでも、地元企業の技術課題解決に向けた取組として、東北大学との産学官連携による技術支援等を行っており、今後も産学官が連携し、中小企業・小規模事業者の研究開発や販路開拓等を支援する。

⑤ 人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、事業者がどのような人材を求めているのかを正確に把握し、国や県の施策の活用を図りながら、若年者や女性の自己啓発の支援等を行い人材の育成に努める。

また、横手市と秋田労働局との間で雇用対策協定を平成 30 年 2 月 14 日に締結し、女性の活躍に向けた就労環境整備や若者と地元企業のマッチング支援等を連携して推進していくための体制を整えるなどの施策により、首都圏等に在住する人材の獲得を目指し UIJ ターンを促進する。

⑥ DX の促進支援

当市では令和 4 年 12 月に ICT の活用を推進し、新たな価値の創造に取り組んでいくための具体的な方策を盛り込んだ「横手市デジタル推進計画」を策定。それにより、さらなる市民サービスの向上と安定的な行政運営の確保を図り、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる「ICT で拓く よこての未来」の実現に向けた取り組みを進めている。

また、県で運営する「AKITA DeX」の利用促進や、先進技術の活用に向けた企業グループによる研究活動を支援すること等により、市内企業の生産性向上と競争力強化を図る。

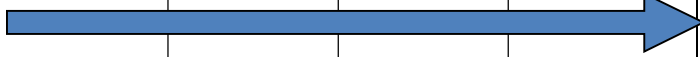
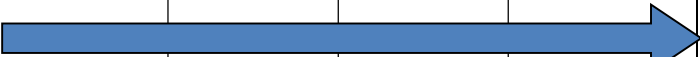
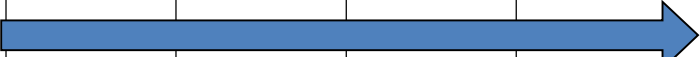
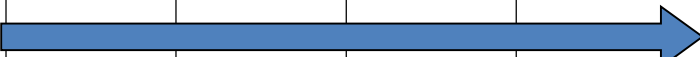
⑦ GX の促進支援

温室効果ガス排出量削減に向け、令和 3 年 6 月に「横手市地球温暖化対策実行計画」を策定し、二酸化炭素の排出量を基準年度と比較して令和 7 年には約 13%、令和 12 年度には約 51%削減を目指す。

また、カーボンニュートラルの実現、再生可能エネルギーの地産地消などの活用を推進するため、「横手 J-クレジット（森林が持つ二酸化炭素吸収能力のうち、より信頼性の高いもの）」の販売により、カーボン・オフセットの取引を積極的に進めている。

令和 5 年には、「再生可能エネルギー等補助金」を設計し、リチウムイオン蓄電池や地熱利用システムを設置する事業者への支援を実施しており、今後も各種施策により GX に対する取り組みを進めていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
【制度の整備】					
①不動産取得税、固定資産税の減免措置の実施	運用				
①横手市が有する地域データの事業者への提供	提供開始				
相談受付	受付開始				
①県市の緊密な連携	基本計画策定後、速やかに実施				
②事業開始後の支援継続	基本計画策定後、速やかに実施				
③事業承継支援	支援実施				
④技術支援	支援実施				
⑤人材育成・確保支援	支援実施				
⑥DXの促進支援	支援実施				

⑦GX の促進支援	支援実施				
-----------	------	--	--	--	--



7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、北都銀行や秋田銀行などの金融機関、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して事業者を支援する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 技術支援及び経営能率向上の促進

公益財団法人あきた企業活性化センターは、中小企業者等へのワンストップサービス体制を整備し、総合的・専門的な一貫支援を行う。また、民間での豊富な経験を持ったアドバイザー等が、起業から技術開発、販路拡大まで幅広い相談に応じるとともに、融資、補助金、専門家派遣、事務所スペースの提供など、集中的な企業支援を行う。

② 金融機関

県内 2 金融機関（北都銀行、秋田銀行）では、それぞれ地方創生に関する部署を設置し、総合的・専門的支援を行う。また、成長産業に取り組む事業者に対しファンド等を設立し、技術開発、製品開発、生産、販売、流通等の事業の発展段階に応じた資金面の支援を行う。

③ 商工団体

市内 2 商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）は事業環境や雇用環境の整備、女性の活躍推進等に対し助言、指導を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

地域経済牽引事業の活動に伴う大気汚染・水質汚濁の防止や騒音・振動・悪臭・廃棄物等の対策について、秋田県、横手市及び関係機関が緊密な連携を図りながら、必要に応じて、助言・指導を行う等、地域の環境保全に十分な配慮をしていく。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、環境保全上重要な地域に促進区域を設定する場合、整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場

合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

「秋田県安全・安心まちづくり条例」に則り、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を図る。

特に、同条例の主旨を踏まえて、地域経済牽引事業の促進によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないよう、住民の理解を得ながら、以下のことを推進する。

- ・事業所付近で犯罪被害に遭わないように、防犯カメラや照明の設置等防犯設備を整備すること。
- ・道路・公園及び事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故や犯罪を防止するため、歩道やガードレールの設置や歩道と車道を分離するなど交通安全施設等の整備をすること。
- ・秋田県地域安全ネットワークによる地域安全活動を推進するために、警察、自治体及び地域住民と連携し、協働した自主防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の法令教育による遵法意識の浸透及び従業員や顧客等が犯罪被害に遭わないための指導をすること。
- ・犯罪防止のため外国人を雇用しようとする際には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や県において必要な措置をとること。
- ・犯罪や事故防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮すること。また、事件事故発生時において迅速な対応をとるため、警察への連絡体制の整備と捜査への協力を図ること。

(3) その他

「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」に記載した目標の達成状況等の整理・分析を毎年度行い、承認地域経済牽引事業の進捗状況や課題を明らかにした上で、年度毎に経済的目標の達成に向けた事業の内容の見直し、改善を図る。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「秋田県横手市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法

13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。